

定期的なチェックで早期対応を

「漏水かな」と思ったら

「水道の使用水量が増えている。漏水かもしれない」との相談が増えています。漏水かもしれない。

漏水はわずかな量でも次第に多くなります。水道メーターや検針水量を確認するなど、定期的なチェックをして早期に発見しましょう。

兆候をチェックしよう

- 特に理由がないのに、使用水量が増えている。
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。
- 水を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると音がする。
- 水道管を埋めてある付近が湿っている。
- 水を使っていないのに側溝などへ水が流れている。
- 水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

漏水していたら

応急処置として、メーターボックス内の止水栓を右に回し、水を止めます。

蛇口から漏水していたら

旭市指定給水装置工事事業者

に修理を依頼してください。

※旭市指定給水装置工事事業者は水道課に問い合わせるか、市ホームページで確認できます。

水道管から漏水していたら

道路側からみて、最初の止水栓(第1止水栓)までで漏水している場合は、水道課に連絡してください。

第1止水栓から宅内側で漏水している場合は、旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。費用は利用者の負担となります。

問い合わせ先

旭市水道お客様センター

☎ 63・8881

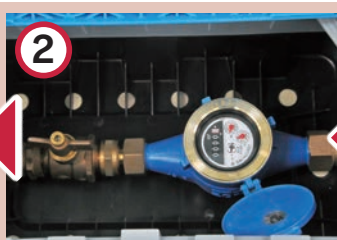
水道課工務班

☎ 63・8882

漏水の発見方法



家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。



メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。



パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼しましょう。

令和2年度のバナー広告を募集

市のホームページに広告を掲載しませんか

市ではホームページのバナー広告を募集しています。毎日さまざまな人が閲覧する市のホームページで、あなたの会社をPRしてみませんか

広告掲載期間／4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

募集期間／2月3日(月)～28日(金)

申し込み方法／申請書と必要書類を秘書広報課に持参してください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

掲載料金／月額1万円

規格／縦60ピクセル×横150ピクセルで4キロバイト以内

※くわしくは市ホームページで確認するか、秘書広報課に問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

秘書広報課広報広聴班(☎62-8070)

旭市ホームページのスクリーンショット。下部に「バナー広告」の募集エリアが示されています。広告掲載位置は、ページの最下部にある「バナー広告」の枠内です。

広告掲載位置